

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6114732号
(P6114732)

(45) 発行日 平成29年4月12日(2017.4.12)

(24) 登録日 平成29年3月24日(2017.3.24)

(51) Int.Cl.

G06Q 40/08 (2012.01)

F 1

G O 6 Q 40/08 Z I T

請求項の数 24 (全 16 頁)

(21) 出願番号 特願2014-225046 (P2014-225046)
 (22) 出願日 平成26年11月5日 (2014.11.5)
 (62) 分割の表示 特願2012-160171 (P2012-160171)
 の分割
 原出願日 平成24年7月19日 (2012.7.19)
 (65) 公開番号 特開2015-26398 (P2015-26398A)
 (43) 公開日 平成27年2月5日 (2015.2.5)
 審査請求日 平成27年7月17日 (2015.7.17)

特許法第30条第2項適用 (1) 公開日：平成24年
 2月20日 公開場所：太陽生命保険株式会社 東京支
 社（東京都中央区日本橋2-11-2）：太陽生命保
 險株式会社 大宮支社（埼玉県さいたま市大宮区大門町
 3-42-5） 公開者：太陽生命保険株式会社

(73) 特許権者 398005375
 太陽生命保険株式会社
 東京都中央区日本橋2丁目7番1号
 (74) 代理人 100114188
 弁理士 小野 誠
 (74) 代理人 100119253
 弁理士 金山 賢教
 (74) 代理人 100124855
 弁理士 坪倉 道明
 (74) 代理人 100129713
 弁理士 重森 一輝
 (74) 代理人 100137213
 弁理士 安藤 健司
 (74) 代理人 100143823
 弁理士 市川 英彦

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】保険契約支援システム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

携帯端末と、該携帯端末が通信回線を介して接続可能なサーバと、を具備するシステムであって、

前記携帯端末は、

プログラムを実行することにより作成され、かつ、前記サーバに設けられた第1のデータベースに管理された顧客情報に基づいて前記サーバによってあらかじめ定められた取扱基準に合致するか否かが判定される保険契約の複数の設計内容をそれぞれ設計番号と関連づけて格納する記憶部と、

該記憶部に格納された前記設計番号の中から選択された設計番号に関連づけられた設計内容による保険契約の申込手続を行うための申込画面を制御する画面制御部と、

前記申込画面内の入力項目に入力を行うための入力部と、
 を備え、

前記サーバは、

各設計内容があらかじめ定められた取扱基準に合致するか否かの判定を行う判定部と、
 前記携帯端末に送信される各契約者の顧客情報を管理する前記第1のデータベースと、
 設計番号、診査区分及び告知内容を管理番号に関連づけて格納する第2のデータベースと、を備え、

前記携帯端末の前記画面制御部は、

告知書への記入を選択肢として含む画面を前記申込画面に表示し、

10

20

前記告知書への記入が選択された場合に、告知書フォームを前記申込画面に表示し、
前記告知書フォームに入力された告知内容は、前記携帯端末から前記サーバに送信され
、管理番号に関連づけて前記第2のデータベースに格納され、

前記携帯端末の前記画面制御部は、それまでに入力された申込内容に基づいて前記申込
画面に表示される入力項目を切り替え、

前記携帯端末は、前記入力部により入力された申込内容を、前記選択された設計番号と
関連づけて前記記憶部に記憶し、

前記携帯端末は、前記記憶部に記憶された前記申込内容を前記サーバに送信する送信部
をさらに備え、

前記サーバの前記判定部は、前記サーバが各設計内容を前記携帯端末に送信する前に、
各設計内容があらかじめ定められた取扱基準に合致するか否かの判定を行い、

前記サーバの前記判定部は、さらに前記顧客情報に基づいて前記判定を行い、

前記サーバは、前記判定部による前記判定の結果が肯定的な場合にのみ各設計内容の前
記携帯端末への送信を許可し、

前記サーバは、各設計内容とともに、前記第1のデータベースに格納された前記顧客情
報を前記携帯端末に送信する、

ことを特徴とするシステム。

【請求項2】

前記画面制御部は、告知書への記入及び面接士との面接を選択肢として含む画面を前記
申込画面に表示する、ことを特徴とする請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記告知書フォームに対する前記告知内容の入力は、キーボード、ペントタブレット又は
タッチスクリーンを介して行われる、ことを特徴とする請求項1又は請求項2に記載のシ
ステム。

【請求項4】

締結された保険契約の設計内容を特定する設計番号が、前記携帯端末から決済端末に送
信される、ことを特徴とする請求項1又は請求項2に記載のシステム。

【請求項5】

前記複数の設計内容は、前記サーバから前記携帯端末に送信されたものである、ことを
特徴とする請求項1から請求項4のいずれかに記載のシステム。

【請求項6】

前記判定部は、前記複数の設計内容のいずれかに基づく設計書の試算命令を前記サーバ
が前記携帯端末から受信したときに前記判定を行い、

前記サーバは、前記判定部による前記判定の結果が肯定的な場合にのみ試算結果の前記
申込画面への表示及び前記設計書の印刷を許可する、ことを特徴とする請求項1から請求
項5のいずれかに記載のシステム。

【請求項7】

前記携帯端末の前記入力部により入力された申込内容は、前記選択された設計番号と関
連づけて前記記憶部に記憶され、

前記携帯端末は、前記記憶部に記憶された前記申込内容を前記サーバに送信する送信部
をさらに備え、

前記送信部は、医務査定の診査区分が前記入力部により入力されるのに応じて、前記記
憶部に記憶された前記選択された設計番号及び前記診査区分を、前記サーバに送信し、

前記サーバは、受信した前記選択された設計番号及び前記診査区分を、引受査定を行う
各案件の情報を格納する前記第2のデータベースに格納する、ことを特徴とする、請求項
1から請求項6のいずれかに記載のシステム。

【請求項8】

前記画面制御部は、営業職員が操作を行う画面と契約者が操作を行う画面とで基調色を
変更する、ことを特徴とする請求項1から請求項7のいずれかに記載のシステム。

【請求項9】

10

20

30

40

50

前記画面制御部は、前記申込画面内に、前記携帯端末の前記入力部により入力された申込内容の意向確認及び契約申込の意思表示として、手書きによる署名のための署名領域を設ける、ことを特徴とする請求項1から請求項8のいずれかに記載のシステム。

【請求項10】

前記画面制御部は、前記申込画面内に、前記携帯端末の前記入力部により入力された申込み内容の意向確認及び契約申込の意思表示として、医務査定の診査区分にかかわらず共通する申込内容の入力の最後に、手書きによる署名のための署名領域を設ける、ことを特徴とする請求項1から請求項9のいずれかに記載のシステム。

【請求項11】

前記画面制御部は、医務診査の診査区分が告知書扱である場合、告知書フォームを前記申込画面に表示する、ことを特徴とする請求項1から請求項10のいずれかに記載のシステム。 10

【請求項12】

前記画面制御部は、

前記申込画面内に、前記携帯端末の前記入力部により入力された申込内容の意向確認及び契約申込の意思表示として、手書きによる署名のための署名領域を設け、

医務診査の診査区分が告知書扱である場合、告知書フォームを、前記署名領域への契約者による署名の後に前記申込画面に表示する、ことを特徴とする請求項1から請求項11のいずれかに記載のシステム。

【請求項13】

前記画面制御部は、前記申込画面に表示される告知書フォームの入力項目のうち、前記選択された設計番号に応じて入力が必要な項目を色づけする、ことを特徴とする請求項1から請求項12のいずれかに記載のシステム。 20

【請求項14】

通信回線を介してサーバと接続可能な携帯端末であって、

プログラムを実行することにより作成され、かつ、前記サーバに設けられた第1のデータベースに管理された顧客情報に基づいて前記サーバによってあらかじめ定められた取扱基準に合致するか否かが判定される保険契約の複数の設計内容をそれぞれ設計番号と関連づけて格納する記憶部と、

該記憶部に格納された前記設計番号の中から選択された設計番号に関連づけられた設計内容による保険契約の申込手続を行うための申込画面を制御する画面制御部と、 30

前記申込画面内の入力項目に入力をを行うための入力部と
を備え、

前記サーバは、

各設計内容があらかじめ定められた取扱基準に合致するか否かの判定を行う判定部と、
前記携帯端末に送信される各契約者の顧客情報を管理する前記第1のデータベースと、

設計番号、診査区分及び告知内容を管理番号に関連づけて格納する第2のデータベースと、を備え、

前記サーバの前記判定部は、前記サーバが各設計内容を前記携帯端末に送信する前に、各設計内容があらかじめ定められた取扱基準に合致するか否かの判定を行い、 40

前記サーバの前記判定部は、さらに前記顧客情報に基づいて前記判定を行い、

前記サーバは、前記判定部による前記判定の結果が肯定的な場合にのみ各設計内容の前記携帯端末への送信を許可し、

前記サーバは、各設計内容とともに、前記第1のデータベースに格納された前記顧客情報を前記携帯端末に送信し、

前記携帯端末の前記画面制御部は、

告知書への記入を選択肢として含む画面を前記申込画面に表示し、

前記告知書への記入が選択された場合に、告知書フォームを前記申込画面に表示し、

前記告知書フォームに入力された告知内容は、前記携帯端末から前記サーバに送信され、管理番号に関連づけて前記第2のデータベースに格納され、 50

前記携帯端末の前記画面制御部は、それまでに入力された申込内容に基づいて前記申込画面に表示される入力項目を切り替え、

前記携帯端末の前記画面制御部は、前記申込画面に表示される告知書フォームの入力項目のうち、前記選択された設計番号に応じて入力が必要な項目を色づけし、

前記携帯端末は、前記入力部により入力された申込内容を、前記選択された設計番号と関連づけて前記記憶部に記憶し、

前記携帯端末は、前記記憶部に記憶された前記申込内容を前記サーバに送信する送信部をさらに備え、

前記送信部は、医務査定の診査区分が前記入力部により入力されるのに応じて、前記記憶部に記憶された前記選択された設計番号及び前記診査区分を、前記サーバに送信し、 10

前記携帯端末は、各設計内容を前記サーバから受信する前に該サーバの前記判定部により前記顧客情報に基づいて行われる、各設計内容があらかじめ定められた取扱基準に合致するか否かの判定の結果が肯定的な場合にのみ、各設計内容を前記サーバから受信し、

前記携帯端末は、各設計内容とともに、前記サーバの前記第1のデータベースに格納された前記顧客情報を、前記サーバから受信する、

ことを特徴とする携帯端末。

【請求項15】

前記携帯端末の前記画面制御部は、営業職員が操作を行う画面と契約者が操作を行う画面とで基調色を変更する、請求項14に記載の携帯端末。

【請求項16】

前記携帯端末の前記画面制御部は、前記申込画面内に、前記携帯端末の前記入力部により入力された申込内容の意向確認及び契約申込の意思表示として、手書きによる署名のための署名領域を設ける、請求項14又は請求項15に記載の携帯端末。

【請求項17】

通信回線を介して携帯端末と接続可能なサーバであって、

各設計内容による設計内容があらかじめ定められた取扱基準に合致するか否かの判定を行う判定部と、

前記携帯端末に送信される各契約者の顧客情報を管理する第1のデータベースと、

設計番号、診査区分及び告知内容を管理番号に関連づけて格納する第2のデータベースと、を具備し、 30

前記携帯端末は、

プログラムを実行することにより作成され、かつ、前記第1のデータベースに管理された顧客情報に基づいて前記サーバによってあらかじめ定められた取扱基準に合致するか否かが判定される保険契約の複数の設計内容をそれぞれ設計番号と関連づけて格納する記憶部と、

該記憶部に格納された前記設計番号の中から選択された設計番号に関連づけられた設計内容による保険契約の申込手続を行うための申込画面を制御する画面制御部と、

前記申込画面内の入力項目に入力を行うための入力部とを具備し、

前記携帯端末の前記画面制御部は、

告知書への記入を選択肢として含む画面を前記申込画面に表示し、

前記告知書への記入が選択された場合に、告知書フォームを前記申込画面に表示し、

前記告知書フォームに入力された告知内容は、前記携帯端末から前記サーバに送信され、管理番号に関連づけて前記第2のデータベースに格納され、

前記携帯端末の画面制御部は、それまでに入力された申込内容に基づいて前記申込画面に表示される入力項目を切り替え、

前記携帯端末は、前記入力部により入力された申込内容を、前記選択された設計番号と関連づけて前記記憶部に記憶し、

前記携帯端末は、前記記憶部に記憶された前記申込内容を前記サーバに送信する送信部をさらに備え、 50

前記サーバの前記判定部は、前記サーバが各設計内容を前記携帯端末に送信する前に、各設計内容があらかじめ定められた取扱基準に合致するか否かの判定を行い、

前記サーバの前記判定部は、さらに前記顧客情報に基づいて前記判定を行い、

前記サーバは、前記判定部による前記判定の結果が肯定的な場合にのみ各設計内容の前記携帯端末への送信を許可し、

前記サーバは、各設計内容とともに、前記第1のデータベースに格納された前記顧客情報を前記携帯端末に送信し、

前記サーバは、前記携帯端末の前記記憶部に記憶された前記申込内容を前記携帯端末から受信し、

前記サーバは、医務査定の診査区分が前記携帯端末の前記入力部により入力されるのに応じて、前記携帯端末の前記記憶部に記憶された前記選択された設計番号及び前記診査区分を前記携帯端末から受信し、

前記サーバは、受信した前記選択された設計番号及び前記診査区分を、引受査定を行う各案件の情報を格納する前記第2のデータベースに格納し、

前記サーバは、前記携帯端末に表示された前記申込画面における前記告知フォームに入力された前記告知内容を、前記携帯端末から受信し、管理番号に関連づけて前記第2のデータベースに格納する、

ことを特徴とするサーバ。

【請求項18】

前記サーバの前記判定部は、前記複数の設計内容のいずれかに基づく設計書の試算命令を前記サーバが前記携帯端末から受信したときに前記判定を行う、請求項17に記載のサーバ。

【請求項19】

前記サーバの前記判定部は、前記複数の設計内容のいずれかに基づく設計書の試算命令を前記サーバが前記携帯端末から受信したときに前記判定を行い、

前記サーバは、前記判定部による前記判定の結果が肯定的な場合にのみ試算結果の前記申込画面への表示を許可する、請求項17又は請求項18に記載のサーバ。

【請求項20】

各設計内容があらかじめ定められた取扱基準に合致するか否かの判定を行う判定部と、携帯端末に送信される各契約者の顧客情報を管理する第1のデータベースと、設計番号、診査区分及び告知内容を管理番号に関連づけて格納する第2のデータベースと、を具備するサーバと、

該サーバに通信回線を介して接続可能な携帯端末との間ににおいて行われる方法であって、

前記サーバが、各設計内容を前記携帯端末に送信する前に、前記判定部を用いて、各設計内容があらかじめ定められた取扱基準に合致するか否かの判定を前記顧客情報に基づいて行うステップと、

前記サーバが、前記判定部による前記判定の結果が肯定的な場合にのみ各設計内容の前記携帯端末への送信を許可するステップと、

前記サーバが、各設計内容とともに、前記第1のデータベースに格納された前記顧客情報を前記携帯端末に送信するステップと、

前記携帯端末が、プログラムを実行することにより作成され、かつ、前記第1のデータベースに管理された顧客情報を基づいて前記サーバによってあらかじめ定められた取扱基準に合致するか否かが判定された保険契約の複数の設計内容をそれぞれ設計番号と関連づけて記憶部に格納するステップと、

前記携帯端末が、該記憶部に格納された前記設計番号の中から選択された設計番号に関連づけられた設計内容による保険契約の申込手続を行うための申込画面を制御するステップであって、告知書への記入を選択肢として含む画面を前記申込画面に表示すること、及び、前記告知書への記入が選択された場合に、告知書フォームを前記申込画面に表示すること、を含むステップであって、それまでに入力された申込内容に基づいて前記申込画面

10

20

30

40

50

に表示される入力項目を切り替えることを含むステップと、

前記携帯端末が、前記申込画面内の入力項目に入力をを行うステップであって、前記携帯端末により入力された申込内容を、前記選択された設計番号と関連づけて記憶部に記憶することを含むステップと、

前記携帯端末が、前記告知書フォームに入力された告知内容を前記サーバに送信するステップであって、前記携帯端末が、前記記憶部に記憶された前記申込内容を前記サーバに送信することを含むステップと、

前記サーバが、前記携帯端末から受信した前記告知内容を管理番号に関連づけて前記第2のデータベースに格納するステップと、

を含むことを特徴とする方法。

10

【請求項21】

前記携帯端末は、営業職員が操作を行う画面と契約者が操作を行う画面とで基調色を変更する、請求項20に記載の方法。

【請求項22】

前記携帯端末は、前記申込画面内の入力項目に入力をうための入力部を備え、前記申込画面内に、前記携帯端末の前記入力部により入力された申込内容の意向確認及び契約申込の意思表示として、手書きによる署名のための署名領域を設ける、請求項20又は請求項21に記載の方法。

【請求項23】

前記サーバの前記判定部は、前記複数の設計内容のいずれかに基づく設計書の試算命令を前記サーバが前記携帯端末から受信したときに前記判定を行う、請求項20から請求項22のいずれかに記載の方法。

20

【請求項24】

前記サーバの前記判定部は、前記複数の設計内容のいずれかに基づく設計書の試算命令を前記サーバが前記携帯端末から受信したときに前記判定を行い、

前記サーバは、前記判定部による前記判定の結果が肯定的な場合にのみ試算結果の前記申込画面への表示を許可する、請求項20から請求項23のいずれかに記載の方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

30

本発明は、保険契約支援システムに関し、より詳細には、携帯端末と、当該携帯端末にコンピュータネットワークを介して接続可能な保険契約支援サーバとで構成された保険契約支援システムに関する。

【背景技術】

【0002】

従来、個人保険の契約は、営業職員が契約者のもとを訪問して説明を行う形で販売がなされている。この際、営業職員は、複数の保険契約の設計書をあらかじめ作成して持参する。契約者がいずれかの設計書を選択すると、当該設計書に沿う保障内容の保険契約申込書の記入が行われ、営業職員がその申込書を自社に持ち帰ることで、引受査定が開始される。

40

【0003】

申込書の他には、申し込みを行う保険契約の保障内容が契約者のニーズに合致しているか否かを確認するための意向確認書が近年導入された。この記入作成も引受査定の開始に必要である。さらに、生命保険契約における医務査定の診査区分が告知書扱の場合には、告知書も求められる。

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

このように、申込書に加えて、意向確認書、告知書等の記入が必要であるため、記載不備が必然的に発生していた。契約者から受け取る書面のおおよそ3割には何かしらの不備

50

があり、その訂正には契約者のもとに営業職員が再訪しなければならず、申込受付から引受査定開始までに数日単位の遅延を引き起こしていた。

【0005】

本発明の様々な実施形態では、保険契約の申込受付および引受査定を迅速化するための保険契約支援システムを提供する。

【課題を解決するための手段】

【0006】

本発明の第1の態様は、携帯端末と、前記携帯端末がコンピュータネットワークを介して接続可能な保険契約支援サーバとで構成された保険契約支援システムにおいて、前記携帯端末が、保険契約の複数の設計内容がそれぞれ設計番号と関連づけて格納された記憶部と、選択された設計番号に関連づけられた保障内容による保険契約の申込手続を行うための申込画面を制御する申込画面制御部と、前記申込画面内の入力項目に入力を行うための入力部とを備えることを特徴とする。 10

【0007】

また、本発明の第2の態様は、第1の態様において、前記複数の設計内容が、前記保険契約支援サーバから前記携帯端末に送信されたものであることを特徴とする。

【0008】

また、本発明の第3の態様は、第2の態様において、前記保険契約支援サーバが、各設計内容を前記携帯端末に送信する前に、各設計内容による保障内容が、あらかじめ定められた取扱基準に合致するか否かの判定を行う取扱判定部を備えることを特徴とする。 20

【0009】

また、本発明の第4の態様は、第3の態様において、前記保険契約支援サーバが、前記判定の結果が肯定的な場合にのみ各設計内容の前記携帯端末への送信を許可することを特徴とする。

【0010】

また、本発明の第5の態様は、第3又は第4の態様は、前記取扱判定部が、前記複数の設計内容のいずれかに基づく設計書の試算命令を前記保険契約支援サーバが前記携帯端末から受信したときに前記判定を行い、前記保険契約支援サーバは、前記判定の結果が肯定的な場合にのみ試算結果の前記申込画面制御部への表示および前記設計書の印刷を許可することを特徴とする。 30

【0011】

また、本発明の第6の態様は、第3から第5のいずれかの態様において、前記保険契約支援サーバが、各契約者の顧客情報を管理する顧客情報データベースをさらに備え、前記取扱判定部は、さらに前記顧客情報に基づいて前記判定を行うことを特徴とする。

【0012】

また、本発明の第7の態様は、第1から第6のいずれかの態様において、前記携帯端末の前記入力部により入力された申込内容は、前記選択された設計番号と関連づけて前記記憶部に記憶され、前記携帯端末は、前記記憶部に記憶された前記申込内容を前記保険契約支援サーバに送信する申込内容送信部をさらに備えることを特徴とする。

【0013】

また、本発明の第8の態様は、第7の態様において、前記申込内容送信部が、医務査定の診査区分が前記入力部により入力されるのに応じて、前記記憶部に記憶された前記選択された設計番号および前記診査区分を、前記保険契約支援サーバに送信し、前記保険契約支援サーバは、受信した前記選択された設計番号および前記診査区分を、引受査定を行う各案件の情報を格納する案件データベースに格納することを特徴とする。 40

【0014】

また、本発明の第9の態様は、第1から第8のいずれかの態様において、前記保険契約支援サーバが、各契約者の顧客情報を管理する顧客情報データベースをさらに備え、各設計内容の送信とともに、前記顧客情報データベースに格納された前記顧客情報が前記保険契約支援サーバから前記携帯端末に送信されることを特徴とする。 50

【0015】

また、本発明の第10の態様は、第1から第9のいずれかの態様において、前記申込画面制御部が、営業職員が操作を行う画面と契約者が操作を行う画面とで基調色を変更することを特徴とする。

【0016】

また、本発明の第11の態様は、第1から第10のいずれかの態様において、前記申込画面制御部が、前記申込画面内に手書きによる署名のための署名領域を設けることを特徴とする。

【0017】

また、本発明の第12の態様は、第11の態様において、前記申込画面制御部が、医務査定の診査区分にかかわらず共通する申込内容の入力の最後に、前記署名領域を設けることを特徴とする。 10

【0018】

また、本発明の第13の態様は、第1から第12のいずれかの態様において、前記申込画面制御部が、医務診査の診査区分が告知書扱である場合に、告知書フォームを前記申込画面に表示することを特徴とする。

【0019】

また、本発明の第14の態様は、第12の態様において、前記申込画面制御部が、医務診査の診査区分が告知書扱である場合に、告知書フォームを、前記署名領域への契約者による署名の後に前記申込画面に表示することを特徴とする。 20

【0020】

また、本発明の第15の態様は、第13又は第14の態様において、前記告知書フォームへの入力が、デジタルペンにより紙媒体の告知書に手書きで記載された内容が、無線通信により前記デジタルペンから前記携帯端末に送信されることにより行われることを特徴とする。

【0021】

また、本発明の第16の態様は、第13から第15いずれかの態様において、前記申込画面制御部が、前記告知書フォームの入力項目のうち、前記選択された設計番号に応じて入力が必要な項目を色づけすることを特徴とする。

【0022】

また、本発明の第17の態様は、第1から第16のいずれかの態様において、前記申込画面制御部が、これまでに入力された申込内容に基づいて、前記申込画面に表示される入力項目を切り替えることを特徴とする。 30

【0023】

また、本発明の第18の態様は、コンピュータネットワークを介して保険契約支援サーバと接続可能な、保険契約の引受のための携帯端末であって、保険契約の複数の設計内容がそれぞれ設計番号と関連づけて格納された記憶部と、選択された設計番号に関連づけられた保障内容による保険契約の申込手続を行うための申込画面を制御する申込画面制御部と、前記申込画面内の入力項目に入力を行うための入力部とを備えることを特徴とする。

【発明の効果】**【0024】**

本発明の様々な実施形態によれば、保険契約の複数の設計内容がそれぞれ設計番号と関連づけて格納された記憶部と、選択された設計番号に関連づけられた保障内容による保険契約の申込手続を行うための申込画面を制御する申込画面制御部と、申込画面内の入力項目に入力を行うための入力部とを備える携帯端末と、当該携帯端末とコンピュータネットワークを介して接続可能な保険契約支援サーバとを利用することにより、保険契約の引受査定を迅速化することができる。 40

【0025】

また、本発明の一態様によれば、申込書等の保険申込みにかかる事務と、引受査定にかかる業務の一部とを並列的に進めることができとなり、時間短縮につながる。 50

【図面の簡単な説明】**【0026】**

【図1】本発明の一実施形態における保険契約支援システム示す図である。

【図2】本発明の一実施形態における携帯端末のブロック図である。

【図3】本発明の一実施形態における保険契約支援サーバのブロック図である。

【図4】本発明の一実施形態における診査区分選択画面の例を示す図である。

【図5】本発明の一実施形態における保障内容の意向確認画面の例を示す図である。

【図6】本発明の一実施形態における署名画面の例を示す図である。

【図7】本発明の一実施形態における告知書フォームの例を示す図である。

【図8】本発明の一実施形態における保険料の払込方法入力画面の例を示す図である。 10

【発明を実施するための形態】**【0027】**

以下、図面を参照して本発明の実施形態を詳細に説明する。

【0028】

図1は、本発明の一実施形態に係る保険契約支援システム100を示す。保険契約支援システム100は、携帯端末110と、携帯端末110がインターネット等のコンピュータネットワークを介して接続可能な保険契約支援サーバ120とを備える。

【0029】

携帯端末110は、図2に示すように、CPU等の演算処理部111と、メモリ等の記憶部112と、表示部113と、入力部114とを有する。入力部114には、指やスタイルス等によるタッチを感知するペンタブレットまたはタッチスクリーンが含まれ、タッチスクリーンの場合には、表示部113と一体化される場合がある。携帯端末110は、無線通信によりインターネット等のコンピュータネットワークと接続される。入力部114には、キーボードが含まれる場合がある。 20

【0030】

保険契約支援サーバ120は、単一のサーバにより構成されていても、複数のサーバから構成されていてもよいが、図3に示すように、CPU等の演算処理部121と、記憶部122とを備え、記憶部122には、顧客情報データベース123と、案件データベース124とを有する場合がある。顧客情報データベース123は、各契約者の氏名・職業・生年月日等の顧客情報を管理し、案件データベース124は、引受査定を行う各案件の情報を格納する。 30

【0031】

保険契約支援システム100は、図1に示すように、携帯端末110と無線通信により接続された決済端末130もさらに備えることができる。有線通信により接続することもできる。

【0032】

以下、本システムによる保険契約の申込の流れを、設計書の作成・申込内容の入力・告知書の作成・キャッシュレス決済の順で説明する。携帯端末110の表示部113に表示される具体的な画面を例に説明を行うが、これらは例示にすぎず、本発明の技術的範囲を限定する意図ではない。 40

【0033】**(設計書の作成)**

営業職員は、契約者への訪問前に設計書の作成を行う。設計書の作成は、携帯端末110上で設計書作成プログラムを実行することにより行うことができる。記憶部112に格納された設計書作成プログラムを読み出して演算処理部111で実行し、提案する保障内容を表示部113で確認しながら入力部114により指定していくことで、設計内容を決定する。設計書作成プログラムの一部または全部を保険契約支援サーバ120の記憶部122に格納し、携帯端末110から呼び出してもよい。さらに、演算処理の一部または全部を保険契約支援サーバ120の演算処理部121で実行させてもよい。設計書作成プログラムは、たとえばウェブブラウザを用いて表示を行うようにしてもよい。通常、営業職

員は複数の設計内容を作成して契約者のもとに訪問するので、設計番号により識別される複数の設計内容を決定することになる。各設計内容は、保険契約支援サーバ120の記憶部122に格納することができる。

【0034】

営業職員の指示により、保険契約支援サーバ120は、各設計内容により規定される保障内容が引受可能なものか否か、換言すると、保険会社があらかじめ定めた取扱基準に合致するか否かをこの段階で機械的に事前判定することができる。たとえば、契約者・被保険者・死亡保険金受取人が同人の契約形態、既加入の保険も含めて加入保険金額合計が取扱範囲外のとき等に、保険会社として取扱のできない設計内容である旨のメッセージを携帯端末110の表示部113に表示させることができる。保険契約支援サーバ120の演算処理部121に、記憶部122に格納された、このような取扱の可否を評価するための評価プログラムを実行させることで、保険契約支援サーバ120の演算処理部121が取扱判定部として機能する。10

【0035】

また、各契約者の氏名・職業・生年月日等の顧客情報を管理する顧客情報データベース123を保険契約支援サーバ120に設け、顧客情報と設計内容から総合的に取扱の可否を判定することもできる。たとえば、氏名に反社会勢力の疑義があるとき、職業別の加入保険金限度額を超過するとき等に、取扱不可のメッセージを表示させることができる。

【0036】

この取扱判定は、営業職員が携帯端末110の表示部113に表示されたボタン、たとえば「試算」ボタンを押すことで実行することができる。また、作成した設計内容を紙媒体に設計書として印刷するための「印刷」ボタンの押下に基づいて、印刷前に事前判定を実行するようにすることもできる。20

【0037】

このように事前に取扱判定を行うことで、契約者が設計内容を選択した後に、その設計内容に基づく保障内容が実は取扱不可の内容であったという状況を防ぐことができる。特に、「印刷」ボタンと取扱判定の実行を関連づけると、設計内容は契約者への訪問前に紙媒体に印刷するのが通常であるため、営業職員が訪問する際には必ず取扱判定が済んでいるようにすることができる。

【0038】

サーバ側の記憶部122に格納された各設計内容は、たとえば、「印刷」ボタンを押して事前判定が終了した段階で、携帯端末110に送信させるようにしてもよい。このとき、訪問する契約者の顧客情報も顧客情報データベース123からダウンロードしてもよい。また、訪問予定日を営業職員が携帯端末110の表示部113から選択したときに、訪問予定日と設計内容とを携帯端末110に保険契約支援サーバ120から送信してもよい。30

【0039】

このように、事前判定の済んだ設計内容のみを携帯端末110の記憶部122に保存できるようにすると、営業職員が、保障内容が実は取扱不可の内容である設計を表示部113に表示させて、契約者に閲覧させてしまうリスクをなくすことができる。40

【0040】

場合によっては、訪問先でモバイル通信を利用して保険契約支援サーバ120と通信し、新規に設計を行い、事前判定を経て携帯端末110にダウンロードすることもできる。

【0041】

(申込内容の入力)

営業職員が契約者のもとを訪問して、保険契約の申し込みが行われる流れを説明する。以下の入力はすべて携帯端末110上で行われ、必要に応じて保険契約支援サーバ120とデータの送受信が適宜のタイミングでなされる。申込内容の入力は、携帯端末110上で申込内容入力プログラムを実行することにより行うことができる。記憶部112に格納された申込内容入力プログラムを読み出して演算処理部111で実行することで、演算処50

理部 111 を申込画面制御部および申込内容送信部として機能させることができる。申込画面制御部は、表示部 113 に表示される申込画面を、営業職員または契約者の入力に応じて遷移させて、保険契約の申込手続を進行させる。申込内容送信部は、適宜、必要に応じて入力された申込内容を保険契約支援サーバ 120 に送信し、保険契約支援サーバ 120 では、案件データベース 124 に格納する。

【0042】

まず、訪問する契約者（「訪問先」ともいう。）を選択する。この時、各設計内容及び顧客情報を携帯端末 110 にダウンロードした時から時間が経ち、保険契約支援サーバ 120 の顧客情報データベース 123 で管理されている顧客情報が更新されている場合があるので、申込手続の開始前に同期を取ることができる。

10

【0043】

なお、申込内容の入力処理の動作が遅くなることを厭わなければ、設計内容や顧客情報を携帯端末 110 にダウンロードせずに、常にモバイル通信で保険契約支援サーバ 120 と通信をしながら、これらの情報にアクセスしてもよい。同様に、申込内容入力プログラムの一部または全部を保険契約支援サーバ 120 の記憶部 122 に格納し、携帯端末 110 から呼び出してもよい。さらに、演算処理の一部または全部を保険契約支援サーバ 120 の演算処理部 121 で実行させてもよい。

【0044】

次いで、契約者に、紙媒体に印刷した複数の設計書を示しながら設計内容を説明し、いずれかの設計書を選択してもらう。

20

【0045】

各設計内容には設計番号が割り振られているので、契約者が選択した設計書と同一の設計番号を持つ設計内容を申込画面で選択する。

【0046】

そして、診査区分選択画面（図 4）で、医務査定の区分を選択する。保障内容に応じて、告知書、面接士との面接、医師の診査等、必要な医務査定が異なるが、個人保険契約の大半は告知書のみで足りることが多い。

【0047】

診査区分を確定すると、設計番号および診査区分が携帯端末 110 から保険契約支援サーバ 120 に送信され、保険契約支援サーバ 120 の案件データベース 124 に新たな管理番号が作成されるようにしてもよい。この場合、管理番号に関連づけられて、設計番号および診査区分が案件データベース 124 に格納される。申し込み手続きが進むにつれ、順次、申込内容が携帯端末 110 の記憶部 112 に蓄積されていき、申込手続の最後に保険契約支援サーバ 120 に送信されるようにしてもよいし、リアルタイムで、入力された申込内容を保険契約支援サーバ 120 に送信されるようにしてもよい。図 4 では、「進む」ボタンを押下すると、診査区分が確定されて管理番号の作成が行われるようにすることができます。

30

【0048】

申込手続には、契約者情報（例：氏名、生年月日、性別、被保険者からみた続柄、職業、現住所）の入力、被保険者情報（例：氏名、生年月日、性別、職業、現住所）の入力等の営業職員が操作を行う手続と、被保険者の職業告知、保障内容に係る意向確認（図 5）、申込内容全体の再確認等の契約者が操作を行う手続の 2 つの区分がある。意向確認も携帯端末 110 上で行うことにより、意向確認書がペーパーレス化される。

40

【0049】

保険契約支援サーバ 120 から携帯端末 110 への複数の設計内容のダウンロードとともに顧客情報をダウンロードしている場合には、契約者情報が自動的に反映されるようにしてもよい。また、設計内容にあらかじめ契約者情報や被保険者情報が含まれている場合もある。このように、あらかじめ保険会社で把握している顧客情報等を利用する場合の問題点として、実際に契約の申込手続を取る際には顧客情報等が変化している可能性が挙げられる。したがって、契約者情報、被保険者情報等の入力が済んだ段階で、入力された

50

申込内容を携帯端末 110 から保険契約支援サーバ 120 に送信されるようにしてもよい。ここで、保険契約支援サーバ 120 において、設計書の作成段階で行ったような事前判定を行えば、申込書等の保険申込みにかかる事務と、引受査定にかかる業務の一部とを並列的に進めることができるとなる。また、営業職員による手続と、契約者による手續とで、表示画面の基調となる色を変更することで、営業職員が、契約者による手續を要する部分を確実に契約者に行わせることができる。

【0050】

また、各申込画面では、それまでの入力内容に応じて入力項目の表示・非表示を切り替えることができる（質問項目の連動化）。たとえば、契約者が 18 歳以上の未成年男性の場合には、未婚者か既婚者かを確認する質問項目を表示し、既婚者が選択された場合には親権者の署名欄を非表示とすることができます。また、契約者や被保険者の職業に応じて切り替えを行うようにしてもよい。このように、必要な項目のみを表示することで、営業職員または契約者による入力ミスを抑制することができる。

10

【0051】

申込手続に必要な情報の入力および契約者による内容確認が済むと、署名画面に進む（図 6）。ここでは、契約者に、スタイルス等を用いて、携帯端末 110 の表示部 113 に設けられた署名領域に直接自署してもらう。

20

【0052】

署名が済んで申込内容が確定されると、申込内容が保険契約支援サーバ 120 に送信される。

【0053】

案件データベース 124 に格納された申込内容は、保険契約支援サーバ 120 側で表示して確認・修正が可能である。

【0054】

このように、申込書及び意向確認書のペーパーレス化を図ることにより、申込受付および引受査定の即時処理（リアルタイム処理）が可能となる。従来、営業職員が契約者への訪問から午後 4 時ないし 6 時頃に帰社するまで申込書の処理を始めることができなかつた。申込書の点検を開始できるのが実質的に翌日となっていた上、さらに、紙媒体の申込書では記載不備の発生が不可避であった。記載不備がないことが確認されてからも、申込書のスキャン・OCR 処理・データベース登録等の各種手續が必要であった。携帯端末 110 を用いて記載不備の発生しない形で申込内容が入力され、しかも、申込内容の入力ならびに契約者による確認および署名が済んだ段階で即時に必要なデータが保険契約支援サーバ 120 に送信されるため、保険会社は、営業職員の帰社を待つことなく、迅速に申込受付および引受査定を始めることができる。本発明の実施形態によって、保険申込から引受査定までの平均所要期間が数日単位で大幅に短縮される。

30

【0055】

加えて、申込受付と並列的に事前判定を適宜のタイミングで行うことにより、引受査定の時間短縮につながる。

【0056】

（告知書の作成）

申込手続の開始にあたり選択した診査区分が告知書扱の場合、署名に続いて、告知内容の入力を携帯端末 110 を用いて行うことができる。

【0057】

携帯端末 110 の申込画面制御部が、表示部 113 の申込画面に告知書フォーム（図 7）を表示する。契約者が申し込む契約の保障内容を設計番号、管理番号等から判定して、記入が必要な項目を色づけすることができる。

【0058】

入力は、キーボード、スタイルス等で行うことができるほか、紙媒体の告知書に手書きで書いた情報を電子化して、無線通信により携帯端末 110 に入力するデジタルペンを用いることもできる。たとえば、ドットパターンが印刷された専用の用紙上におけるペン先

40

50

の筆跡をデジタルに記録するアノト（登録商標）デジタルペンを用いることができる。このデジタルペン方式を採用すると、告知書フォームに電子的に入力ができるとともに、紙媒体の告知書も作成されるため、控えをその場で渡せるので後日控えを被保険者に郵送する必要がなくなる。告知書は慎重な取り扱いをする個人情報を含むものであり、誤配達による漏洩が生じると大きな問題となる。また、被保険者の手書きによる告知書が作成されることによって、その成立の真正性についての後の争いを避けることができる。

【0059】

記入が終わると、紙媒体は被保険者に、告知内容は保険契約支援サーバ120に送信され、案件データベース124に管理番号と関連づけて格納することができる。案件データベース124に格納された告知内容は、保険契約支援サーバ120側で表示して確認・修正が可能である。10

【0060】

（キャッシュレス決済）

保険契約の申込手続には通常、第1回保険料の支払いと、第2回目以降の保険料の支払方法の確認が含まれる。

【0061】

携帯端末110は、さらに決済端末130とも通信可能に構成することができる。携帯端末110の表示部113に払込方法入力画面を表示する（図8）。

【0062】

払込方法を入力して、「送信」ボタンを押すと、決済端末130に、払込方法と保険契約を特定する設計番号、管理番号等が送信される。20

【0063】

決済端末130は、金融機関とインターネット等のコンピュータネットワークで接続されており、その場で第1回保険料の決済が完了する。

【0064】

カード決済の場合、決済が完了すると、決済端末130からレシートが印刷される。営業職員は、当該レシートを持ち帰り、これはスキャン処理等を経て案件データベース124に管理番号と関連づけて格納してもよい。カード決済の利用により、現金の取扱いに関する事故を防止することができる。

【符号の説明】

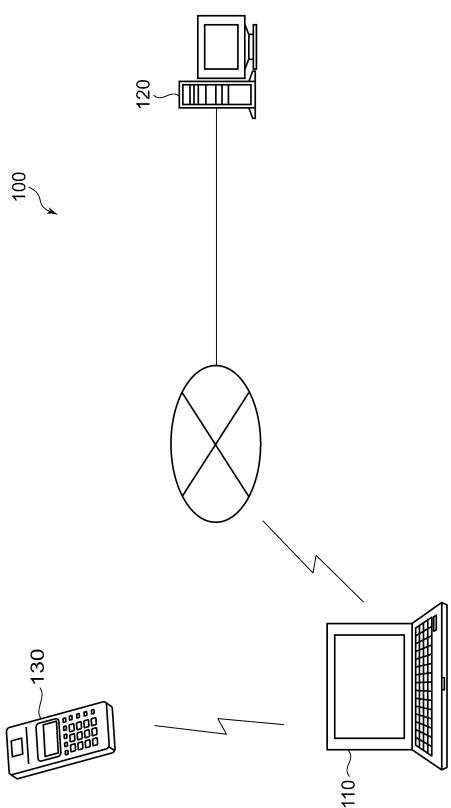
【0065】

- 100 保険契約支援システム
- 110 携帯端末
- 111 演算処理部
- 112 記憶部
- 113 表示部
- 114 入力部
- 120 保険契約支援サーバ
- 121 演算処理部
- 122 記憶部
- 123 顧客情報データベース
- 124 案件データベース
- 130 決済端末

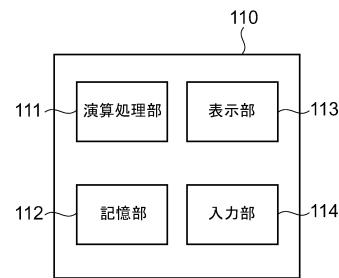
30

40

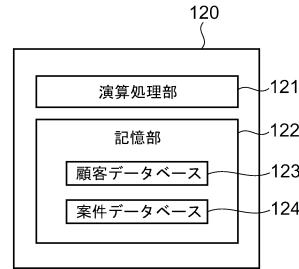
【図1】



【図2】



【図3】



【図4】

| 診査区分の選択 | | 330-A-20106-000036 | |
|--|--|--------------------|--|
| <p>診査区分について②</p> <p>診査区分を選択してください。</p> <p>選択可能な診査区分一〇のある診査区分のみ</p> <p>社医 特別 普通 ドック 証明 通知 診断 面接 告知 <input type="radio"/> 保険系 <input type="radio"/> 連絡・通知・診査 <input type="radio"/> 社医・特別 告知</p> <p>※ グレーで表示されている診査区分を選択する場合は、事前に支社内務員に相談してください。</p> <p><input type="button" value="戻る"/> <input type="button" value="進む"/></p> | | | |
| <p>意向についてのご確認</p> <p>ご契約者様確認画面 330-A-20106-000036</p> <p>以下の項目について、ご契約者様のご意向に沿つたものとなつていいるかご確認をお願いします。 ご意向に沿つている場合は「はい」を、沿っていない場合は「いいえ」を押してください。</p> <p>ご確認いただく項目</p> <p>1. 保障内容(保険金・給付金等のお支払事由) <input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ</p> <p>2. 保障額(保険金額・給付金額等) <input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ</p> <p>3. 保障期間(保険期間) <input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ</p> <p>4. 保険料・保険料払込期間・保険料払込方法 <input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ</p> <p>上記以外のご契約者様のご意向や、特にご要望される事項等がある場合は、 右の「特記事項」を押してください。</p> <p><input type="button" value="前へ"/> <input type="button" value="次へ"/></p> <p>▼ 職業告知に戻る</p> | | | |

【 四 6 】

| | | |
|---|---|-----------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ご署名いただき画面下の「申込内容を確定します」ボタンを押してくださいまでは、保険契約のお申込みは確定しません。 | |
| 提客された保険商品は総合的に判断して意向に沿つたものとなつてることを確認し、貴社の普通約款および特約条項を承知のうえ、提示の生命保険契約を申込みます。 | | |
| 申込日 | 平成24年7月4日 | |
| ご契約者様氏名 | 太陽 純子 様 | |
| ご契約者様名 ご署名 |  太陽 純子 | |
| <input type="checkbox"/> 申込内容を確定します | | <input type="checkbox"/> もう一度署名する |
| <input type="button" value="戻る"/> 意向のご確認に戻る | | |

【 図 7 】

【図8】

| | |
|---|--|
| | |
| <p>□ 職業告知 <input type="checkbox"/> 意向の申込内容 <input type="checkbox"/> 申込方法 <input type="checkbox"/> ご確認 <input type="checkbox"/> ご確認 <input type="checkbox"/> 申込方法 <input type="checkbox"/> 保険料払込方法入力 <input type="checkbox"/> は必須項目です <input type="checkbox"/> 330-A-2010-000036</p> | <p>□ 第1回保険料 <input type="checkbox"/> キャッシュカード(ビット決済) <input type="checkbox"/> クレジットカード <input type="checkbox"/> 領金によるお支払い <input type="checkbox"/> 当社銀行口座への振込 <input type="checkbox"/> 満期保険金から差引 <input type="checkbox"/> 年金から差引</p> |
| <p>□ 第2回以降保険料 <input type="checkbox"/> 口座振替料 <input type="checkbox"/> 毎月払 <input type="checkbox"/> 6カ月一括払 <input type="checkbox"/> 12カ月一括払 <input type="checkbox"/> 満了まで前納</p> | <p>□ 口座払込方法 <input type="checkbox"/> キャッシュカード <input type="checkbox"/> 口座振替依頼書 <input type="checkbox"/> 契約者ご本人様 <input type="checkbox"/> 契約者ご本人様以外 <input type="checkbox"/> タイヨウ <input type="checkbox"/> カミコ <input type="checkbox"/> カナ <input type="checkbox"/> カタカナ</p> |
| <p>□ 口座振替申込方法 <input type="checkbox"/> ご利用可能な金融機関を検索▼</p> | <p>□ ご契約者様と口座名義人様の関係 <input type="checkbox"/> 口座名義人様氏名 <input type="checkbox"/> カタカナ</p> |

フロントページの続き

(74)代理人 100151448
弁理士 青木 孝博
(74)代理人 100183519
弁理士 櫻田 芳恵
(74)代理人 100196483
弁理士 川崎 洋祐
(74)代理人 100203035
弁理士 五味渕 琢也
(74)代理人 100185959
弁理士 今藤 敏和
(74)代理人 100160749
弁理士 飯野 陽一
(74)代理人 100160255
弁理士 市川 祐輔
(74)代理人 100202267
弁理士 森山 正浩
(74)代理人 100146318
弁理士 岩瀬 吉和
(74)代理人 100127812
弁理士 城山 康文
(72)発明者 本横山 俊明
東京都港区海岸1丁目2番3号 太陽生命保険株式会社内
(72)発明者 渡邊 和典
東京都港区海岸1丁目2番3号 太陽生命保険株式会社内
(72)発明者 能見 知宏
東京都港区海岸1丁目2番3号 太陽生命保険株式会社内
(72)発明者 高倉 年男
東京都港区海岸1丁目2番3号 太陽生命保険株式会社内
(72)発明者 西野 隆俊
東京都港区海岸1丁目2番3号 太陽生命保険株式会社内

審査官 田付 徳雄

(56)参考文献 特開2002-312586(JP,A)
特開2012-103961(JP,A)
特開2008-299744(JP,A)
特開2008-040545(JP,A)
特開2002-222319(JP,A)
特開2002-366749(JP,A)
特開2011-244331(JP,A)
米国特許出願公開第2011/0040582(US,A1)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G 06 Q 10 / 00 - 99 / 00